



第5支部共同実施だより「清流」では、制度改正等の事務関係のお知らせや支部内の共同実施の取り組み等を紹介します。

本年度もホットでタイムリーな情報発信を心掛けていきたいと思っております！！
なにかお気づきの点等ございましたら、各校の事務職員までお知らせください。

子育て世帯臨時特例給付金が支給されます！



支給する対象は？

次の条件にいずれもあてはまる人です。

- ①平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者
- ②平成25年中の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人

※「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外です。

児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	給与収入のみの場合の収入目安
0人	6,220,000円	8,333,333円
1人	6,600,000円	8,755,555円
2人	6,980,000円	9,177,777円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,021,052円
5人	8,120,000円	10,421,052円

支給額は？

対象児童1人につき1万円です。

※静岡市以外は手続方法や受付期間が異なりますので
市役所へお問い合わせください。

申請の手続きは？

受付期間：7月1日（火）～12月15日（月）

各所属で配付された申請書等を郵送するか、直接窓口へお持ちください。

☆提出書類（3月頃対象職員に配付）

- ①【公務員】子育て世帯臨時特例給付申請書（請求書）
- ②公務員児童手当（特例給付）状況証明書（平成26年1月1日現在）
- ③振込口座が確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し）



郵送の場合

〒424-8701（住所不要）
子育て世帯臨時特例給付金事務局
※12月15日消印有効

持参する場合は次の窓口へ

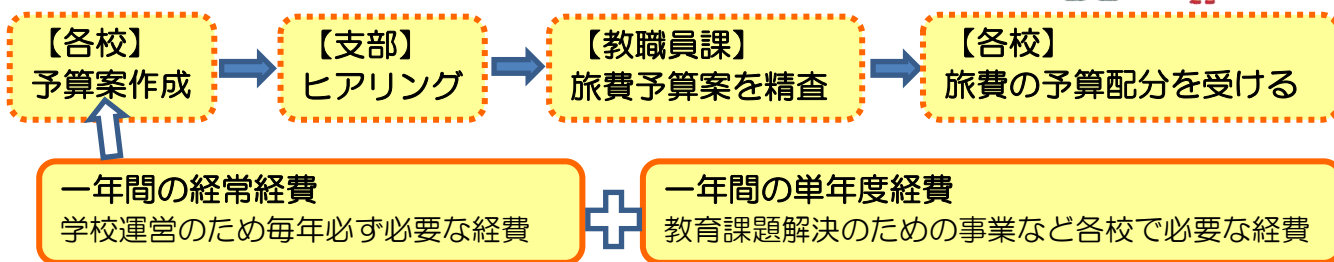
静岡庁舎13階 子ども家庭課
駿河区役所2階 駿河区保育児童課
清水庁舎1階 清水区保育児童課
※住所と異なる区でも受付可能です。

問い合わせ先

子育て世帯臨時特例給付金事務局（子ども家庭課内） ☎221-1100

旅費予算ヒアリングに関するお願い

本年度も事務職員から旅費所要額の調査があったと思います。
現在の静岡市小中学校の旅費予算配分方法は、次のようになっています。



このような工程を経て旅費配分額が決定するため、年度当初の多忙期にも関わらず職員の皆様にご協力をお願いするわけです。

予算案は一年間分を積算して作成しているため、当初の所要額調査に計上しなかった旅費の支出を伴う行事や研究会等への参加は、原則としてできません。しかし、執行状況によっては年度中途に予算計画を見直すことがあります。当初の調査に計上しなかった出張が必要になった場合は、事前に校長および事務職員に申し出てください。

平成26年度住民税の特別徴収が始まります



給与所得者の住民税は年税額を6月給与から翌年5月給与までの12か月間で徴収することになっています。（特別徴収される臨時教職員は3月給与から4・5月分も控除されます。）各所属で配付された住民税の特別徴収税額の決定・変更通知書をご確認ください。

※平成26年度から35年度まで緊急防災・減災事業のため、市民税・県民税が各500円、合計1,000円引き上げられています。

通知書の内容に不明な点がある場合は、直接該当市町村へお問い合わせください。

また、6月以降の住民税額が正しく控除できているかも給与明細で確認しましょう！誤りが見つかった場合は所属の事務職員にご報告ください。

用務員さんの共同実施作業が行われました！！



5月15日、16日、20日に清沢小学校で用務員さんの共同実施作業が行われました。清沢小、中藁科小、藁科中、南藁科小、大川小、大川中、峰山小の用務員さん7名が集まり、廊下との段差で悩んでいた「いのししホール」の床の高さを調整してくださいました。

1、2年生が給食の重い食缶を運んで通るたびにハラハラしていた廊下も段差がなくなり、安全に通行できるようになりました♪



素敵なホールが完成♪

